附　則

　第２５条第１項の規定による請求があった場合においては、同条第２項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成２４年法律第６８号）による改正後の消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成２４年法律第６９号）による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。